

県議会の流れ

本会議	開 会	議長が宣告します
	議案提出	議案には、知事から出されるものと議員から出されるものがあります
	提案説明	議案について、提出者から内容の説明があります
	質疑・質問	議員が議案や県の仕事について質疑や質問を行い、知事が答えます
	委員会付託	質疑・質問が終わると、議案などをさらに詳しく調べるために、委員会に送ります



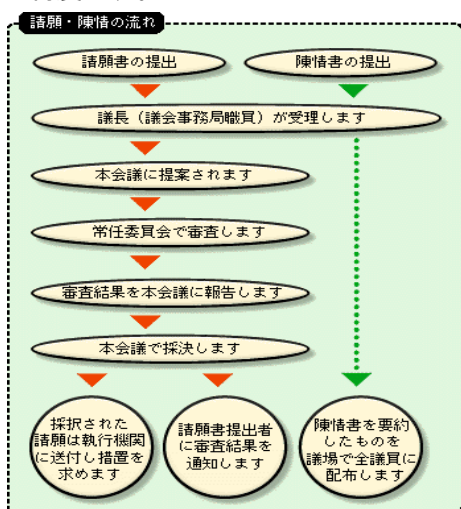
委員会	付託議案審査	送られてきた議案や請願などについて、いろいろな角度からよく調べ、委員会として賛成か反対かの態度を決めます
-----	--------	--



本会議	委員会報告	すべての委員会が終わると、再び本会議を開き、委員会で決まった審査結果を報告します
	討 論	委員会報告の後、議案について賛成か反対かの意見を述べます。 ※省略する場合があります
	採 決	議案について賛成か反対かを決めます
	閉 会	すべての議案の採決が終われば閉会となります。採決の結果は議長から知事に通知され、知事はこれをもとに仕事を進めます

請願と陳情

請願・陳情は、県民のみなさんの希望や意見を県政に活かすための大切な制度です。



県の仕事などに対し、希望や意見があるときは、いつでも誰でも請願・陳情を県議会に出すことができます。

請願(陳情)書

年 月 日

高知県議会議員
〇〇 〇〇 権
請願(陳情)者 住所
紹介議員 氏名 印
氏名 氏名 印

〇〇〇〇〇〇〇〇〇について
請願(陳情)の主旨及び理由

請願(陳情)の項目

■請願(陳情)書例

※ 請願には県議会議員の紹介が必要ですが、陳情には必要ありません。

県議会の施設

県議会の建物を議事堂と言います。議事堂は、昭和37年10月に完成したもので(別館は昭和46年11月完成)、広さは4470.6㎡、鉄筋コンクリート地上3階地下1階となっています。

この中に、本会議をする議場のほか議長や議員の部屋、図書室、事務室などがあります。



県議会の傍聴

本会議、常任委員会、特別委員会、予算委員会は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。

傍聴するときは、議会の受付で申込みをし、傍聴券を受け取ってから入場することになっています。

本会議の傍聴

開会原則午前10時です。開会予定時刻の30分前から議事堂正面玄関ホールで受付をします。定員は157名(うち報道席12席、車椅子用3席)で、定員を超えると入場できない場合があります。

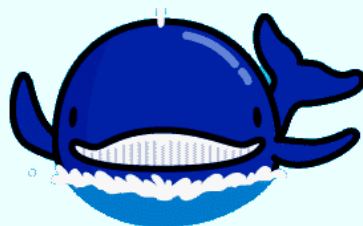
常任委員会・特別委員会・予算委員会の傍聴

開会予定時刻の30分前から議事堂正面玄関前で受付をします。定員は、常任委員会6名、特別委員会6名(特別な場合を除く)、予算委員会は本会議と同じく157名で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。(抽選は開会予定時刻の15分前に行います。)

※ 特別委員会の傍聴定員、受付開始時刻等は委員会によって異なる場合がありますので、詳しくお知りになりたい場合は、ホームページで確認していただくか事務局までお問い合わせください。

※ そのほか、閉会中でも随時議場の見学を受け付けています。見学ご希望の方は、下記お問い合わせ先の議事課企画広報班までご一報ください。

県議会についての各種



お問い合わせは…

高知県議会事務局

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20

総務課 (088)823-9532

議事課 (088)823-9536

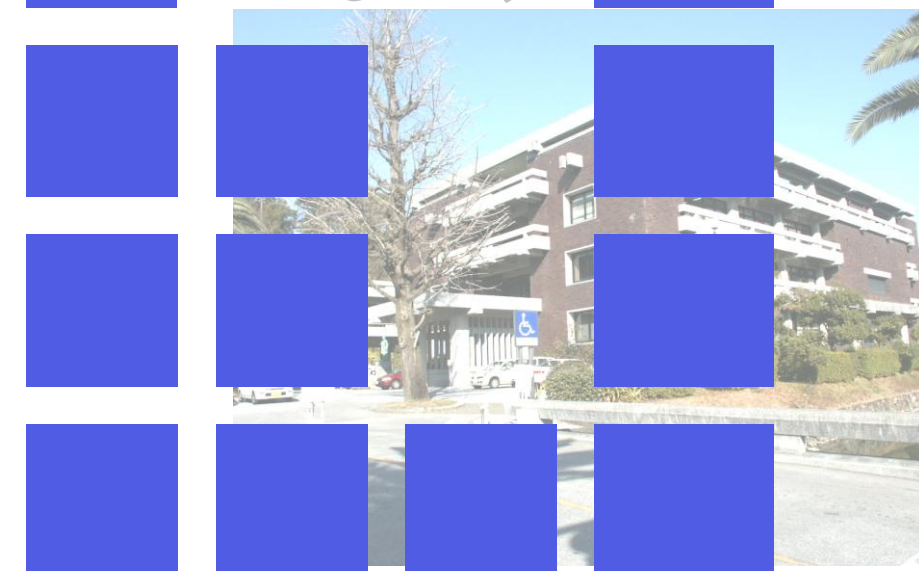
政策調査課 (088)823-9537

E-mail 210101@ken.pref.kochi.lg.jp

http://gikai.pref.kochi.lg.jp/

Kochi
Prefectural
Assembly

県議会のしおり



わたしたちの「ふるさと」高知県には、およそ74万人の県民が住んでいます。その高知県を、より豊かで暮らしやすくしていきたいという願いは、県民みんなのものだと思います。

本当は、県民全員が集まって、県の仕事の進め方などについて話し合いで決めていくべきなのですが、現実にはとても無理です。

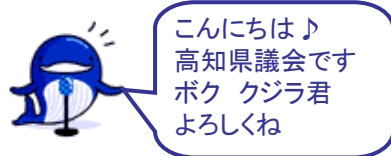
そこで、県民の代表として県議会議員を選挙で選び、県議会議員がみなさんに代わって県政に関するいろいろなことを話し合っ、決めていきます。

この場が県議会です。

高知県議会



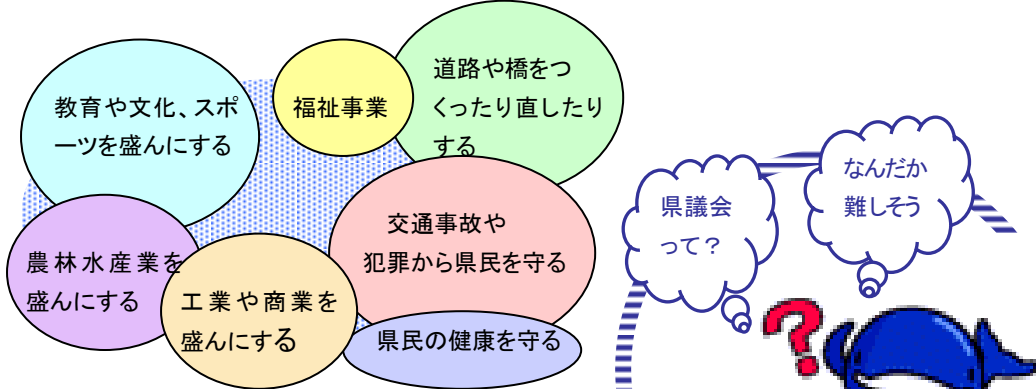
http://gikai.pref.kochi.lg.jp/



こんにちは♪
高知県議会です
ボク クジラ君
よろしくね

■ 県の仕事

県では、知事を中心に県庁の職員が、県内に住むみんなの暮らしを守り、よくするために、いろいろな仕事をしています。



これらの仕事を、県民や会社から集まる税金と国から入るお金をもとに進めます。

■ 県議会の仕事

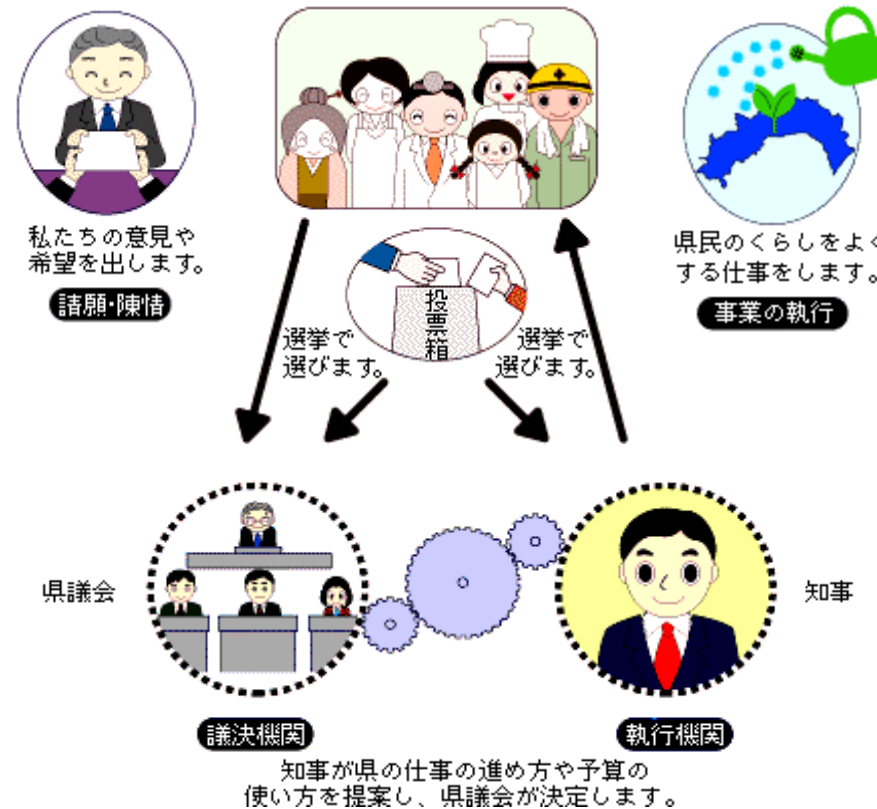
県議会では、県が仕事を進めるうえで必要な、1年間にどれくらいの税金などが入り、そのお金を使ってどのような仕事をするかという計画(予算)と県の行う仕事や県民に守ってもらう必要がある決まり(条例)、また、県が仕事を進める(執行)ことなどを話し合い(審議・審査)で決めること(議決)を一番大事な仕事にしています。

この他、県の仕事が議会で決めたとおりに進められているかを調べたり、県民から出される希望や意見を聞き、県の仕事に活かされるようにするなど、いろいろな仕事をしています。



■ 県議会と知事

県から出される議案(予算や条例の案)などを審議して、県の仕事の基本的な方針を決定する県議会(議決機関)と、県民の選挙で選ばれた知事が、県議会の決定した方針に従い県の仕事を進める(執行機関)は、「県政の両輪」とも呼ばれ、県議会と知事はお互いに意見を出し合い協力して県の仕事を進めます。



■ 県議会の権限

県議会は、地方自治法などの法律によって多くの権限が与えられ、県政の大事な事柄を審議し、決定する大切な役目を持っています。

議決	条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定等を議決する	選挙	議長、副議長のほか、選挙管理委員などの選挙を行う
同意	県の重要な地位につく人を知事が選任、任命するときは議会の同意が必要	意見書・決議	県民のためになることについて、国会などに意見書を出したり、議会の意思を明らかにする
調査と検査	県の仕事が県議会の決定どおり進められているかを調査する	請願・陳情	県民から出された請願書、陳情書を審査し、県政に反映されるよう務める

■ 県議会の活動

県議会には定例会と臨時会があり、どちらもも知事が召集します。定例会は定期的に年4回(2月、6月、9月、12月)開かれ、県政の方針、予算などの重要な事項について審議します。また、臨時会は、議会の組織をつくり、必要がある場合に開かれます。

県議会では、定例会と臨時会が開かれているとき(開会中)、開かれていないとき(閉会中)にかかわらず、いろいろな委員会活動を行っています。

仕事の内容ごとに4つの常任委員会(総務委員会、危機管理文化厚生委員会、商工農林水産委員会、産業振興土木委員会)があり、議員はこうちどれか1つの委員となります。

このほか、議会運営について話し合う議会運営委員会、予算などについて総合的に審議する予算委員会、決算の審査をする決算特別委員会があり、ほかにも特別なことについて審査するために、臨時に特別委員会をつくることもあります。

● 本会議

定例会・臨時会で全議員が参加して開かれる会議を本会議と言います。執行機関に質問(質疑)を行ったり、議会に出された議案などについて最終的に決定をする場です。

● 議会運営委員会

議会を円満に運営するためにつくられている委員会で、議会の運営に関するこの調査、検討を行います。

● 常任委員会

たくさんの議案の審議を本会議で一度に全部行うことは大変です。そこで、本会議の議決の前に専門的に審査する場が、この常任委員会です。

この委員会では、本会議から送られた(付託)議案や請願などを審査・調査します。

● 特別委員会

特別なことについて審査・調査するために、必要なときにつくられます。なお、決算を審査するための決算特別委員会は、毎年9月につくられます。

● 予算委員会

県がつくる予算案などを総合的に審査するため、9月と2月の定例会で開かれます。

県議会が開かれていないとき(閉会中)には、ほかにも、県民の願いを県の仕事に活かすよう、県内市町村を回り建物や生活状態を調査したり、ほかの県の仕事を視察に行ったりして、必要なときは委員会を開いて話し合いをするなどの活動をしています。